

保
||
保健福祉

子
||
子育て

暮
||
暮らし

子 非課税世帯などの子育て世帯への加算給付金

問合せ/市民税非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター(☎0120-583-300) ※通話料はかかりません。受付は平日の午前9時～午後5時。

令和5年度市民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(7万円)または市民税等均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金(10万円)の給付を受けた子育て世帯に対し、子育て世帯への加算給付金を支給します。対象となる世帯には、「支給のお知らせ」を発送します。お知らせが届いた方は、申請する必要はありません。

給付対象世帯/令和5年12月1日時点で水戸市に住民登録のある、令和5年度市民税非課税世帯等(7万円給付対象世帯)または令和5年度市民税等均等割のみ課税世帯(10万円給付対象世帯)

給付額/平成17年4月2日～令和6年3月31日生まれの児童1人あたり5万円

ご注意ください

令和5年度市民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(7万円)の申請期限は、4月30日(火)です。まだ申請していない方は、早めに申請してください。

詳細は、市ホームページをご覧になるか、同給付金コールセンターへお問合せください。



暮 市職員採用試験

問合せ/人事課(☎232-9120)

市職員として、市民のため、市政のために活躍したい方を募集します。

第1次試験期日/6月3日(月)～18日(火)のうち受験者が選択する日時 ※令和6年度から、一部職種試験について時期を前倒して実施します。試験は、テストセンター方式により実施します。

募集職種/事務(大学卒業程度)、土木(大学卒業程度)、建築(大学卒業程度)、獣医師、薬剤師、文化財専門員、消防(大学卒業程度、救急救命士)

申込み/4月15日(月)～5月6日(月)に、いばらき電子申請・届出サービス(<https://s-kantan.jp/city-mi-to-ibaraki-u/>)から申込み

※資格職、高校卒業程度を対象とした試験は、今後、「広報みと」などでお知らせします。試験案内は、人事課または市ホームページで入手できます。



子 水戸ファミリー・サポート・センター 会員募集

問合せ/水戸ファミリー・サポート・センター(☎303-7277) または市子ども政策課(☎350-5577)

水戸ファミリー・サポート・センターは、「育児の手助け」を受けたい方と行いたい方が、地域で助け合いながら子育てをする会員組織です。

時間/午前7時～午後9時の間の数時間 ※病児・病後児預かりは午後8時まで。

対象/利用会員…市内に居住または通勤する方(対象となる子どもは小学6年生以下) 協力会員…市内に居住する20歳以上で、子どもを自宅で預かることができるか、保育施設などへの送迎ができる方 ※協力会員は事前に講習があります。

料金/利用会員から協力会員へ、1時間当たり700円(年末年始は100円増)を支払います ※病児・病後児預かりは1時間当たり1,000円(土・日曜日、祝日、年末年始は100円増)。

申込み/随時受付けていますので、電話で、水戸ファミリー・サポート・センターへ

保 元気アップ・ステップ運動教室

問合せ/地域支援センター(☎297-5903)

高齢者の健康づくりのための運動教室です。ストレッチや筋力トレーニング、有酸素運動などを行います。

会場	曜日	期間	時間
いきいき交流センター 長者山荘	第1・3月曜日	6/ 3～R7.3/ 3	10:30～12:00
千波市民センター	第1・3月曜日	6/ 3～R7.3/ 3	15:00～16:30
いきいき交流センター あじさい	第2・4月曜日	5/27～R7.3/24	10:00～11:30
笠原市民センター	第2・4火曜日	6/11～R7.3/11	13:30～15:00
桜川市民センター	第2・4水曜日	6/12～R7.3/12	10:00～11:30
上大野市民センター	第1・3木曜日	6/ 6～R7.3/ 6	10:00～11:30
吉沢市民センター	第1・3木曜日	6/ 6～R7.3/ 6	13:30～15:00
双葉台市民センター	第2・4木曜日	6/13～R7.2/27	13:30～15:00
見和市民センター	第1・3金曜日	6/ 7～R7.3/ 7	15:00～16:30

対象/市内に居住する65歳以上の方で、軽いジョギング程度の運動ができる方 ※見和市民センターのみ65歳以上75歳未満の方。医師から運動を制限されている方は参加できません。

定員/各20名 ※いきいき交流センター長者山荘と桜川市民センターは各15名。いずれも定員を超えた場合は抽選。

料金/無料

申込み/5月9日(木)までに、電話で、地域支援センターへ ※抽選結果は、郵送で、申込者全員にお知らせします。

75歳以上の方、一定の障害があると認定された65歳以上の方へ
令和6・7年度の後期高齢者医療保険料の保険料率が変わります

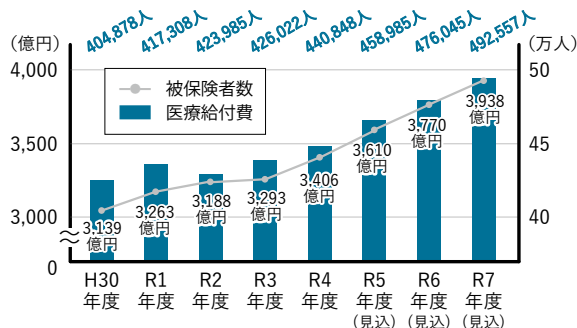
後期高齢者医療制度では、広域連合から医療機関へ支払う医療給付費の約1割を、後期高齢者医療保険料で賄っています。保険料率は、今後2年間の医療給付費などの見込みに対応できるように計算しています。

被保険者の増加に伴い、医療給付費は年々増加しており(図1)、令和6・7年度の被保険者数や医療給付費などの見込みを踏まえ、収支が均衡するように保険料率を改定しました。

※県内の保険料率は均一です。

問合せ／国保年金課(☎232-9528)

図1 茨城県の医療給付費、被保険者数



	令和4・5年度	令和6年度	令和7年度
均等割額	46,000円	47,500円	47,500円
所得割率	8.50%	賦課のもととなる金額(★)が 58万円以下の方 9.00% 58万円超の方 9.66%	9.66% ※賦課のもととなる金額によらず、統一。
保険料の賦課限度額(上限額)	66万円	73万円 ※令和6年度に新たに75歳に到達する方は80万円。	80万円

個人ごとの保険料額の決め方

※年度の途中で被保険者になった方は、資格取得月からの月割りで計算。

年間保険料
(100円未満切捨て)

=

均等割額
47,500円

+

所得割額
賦課のもととなる金額(★)×所得割率

(★)賦課のもととなる金額 = 総所得金額等 - 基礎控除額

総所得金額等…前年の収入から必要経費(公的年金控除額や給与所得控除額など)を差引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額。遺族年金や障害年金は収入に含まない。

基礎控除額…前年の合計所得金額が、2,400万円以下の場合43万円。

〈令和6年度の保険料軽減措置〉

1. 所得が低い方に対する均等割額の軽減

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

	世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等	軽減割合	軽減後の均等割額
①	43万円+[10万円×(給与所得者等の数-1)]以下	7割	14,250円
②	43万円+[10万円×(給与所得者等の数-1)]+(29万5千円×世帯の被保険者数)以下	5割	23,750円
③	43万円+[10万円×(給与所得者等の数-1)]+(54万5千円×世帯の被保険者数)以下	2割	38,000円

※収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除(年金収入額が330万円未満は110万円)を差引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除(15万円)を差引いて判定します。

2. 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に、「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、均等割額が5割軽減されます(加入後2年間)。また、所得割額の負担はありません。

※国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません。

※左記の「1. 所得が低い方に対する均等割額の軽減」の軽減の対象となる場合は、軽減割合が高い方が優先されます。

65歳以上の方の介護保険料を改定します

問合せ／介護保険課 (☎232-9194)

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、介護保険制度の安定した運営を確保するため、必要な介護サービス費用の見込みなどをもとに、3年ごとに見直しを行います。今回は、令和6年度～8年度の保険料を下表のとおり改定します。

なお、4月～9月については、所得段階の確定前のため、改定前の保険料で仮に算定します。10月以降、改定後の保険料をもとに再算定した保険料をお知らせします。詳細は、市ホームページをご覧ください。

所得段階	対象者		月額保険料(年額保険料)		
			改定前	改定後	
第1段階	生活保護を受給している方		1,830円 (21,960円)	1,740円 (20,880円)	
	本人が住民税非課税	老齢福祉年金受給者(※1)			
		本人の前年の公的年金等収入額(※2)とその他の合計所得金額(※3)の合計が80万円以下			
		第2段階	本人の前年の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	3,050円 (36,600円)	2,960円 (35,520円)
		第3段階	本人の前年の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超	4,270円 (51,240円)	4,180円 (50,160円)
第4段階	世帯内住民税課税者あり	本人の前年の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	5,490円 (65,880円)		
第5段階		本人の前年の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超	6,100円 (73,200円)		
第6段階	本人が住民税課税	本人の前年の合計所得金額が120万円未満	7,320円 (87,840円)		
第7段階		本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	7,930円 (95,160円)		
第8段階		本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	9,150円 (109,800円)		
第9段階		本人の前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満	10,370円 (124,440円)		
第10段階		本人の前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満	10,980円 (131,760円)	11,590円 (139,080円)	
第11段階		本人の前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満	11,590円 (139,080円)	12,810円 (153,720円)	
第12段階		本人の前年の合計所得金額が600万円以上1,000万円未満	12,200円 (146,400円)	14,640円 (175,680円)	
第13段階		本人の前年の合計所得金額が1,000万円以上	12,200円 (146,400円)	16,470円 (197,640円)	

(※1) 老齢福祉年金…明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の要件を満たしている方が受けている年金。

(※2) 公的年金等収入額…障害年金や遺族年金等を除く税法上課税の対象となる公的年金。

(※3) その他の合計所得金額…地方税法に規定する合計所得金額から、公的年金等に係る所得を控除した額で、土地売却等に係る所得については、同法の規定による特別控除後の額です。また、第1～5段階に区分される方で給与収入がある場合には、給与所得から10万円を控除します。

保健福祉

要介護認定の申請を
受付けています

要介護認定を受けている方の更新申請は、認定の有効期間が終了する60日前から受付けます。引き続き介護保険のサービスを利用する場合は、忘れずに手続きをしてください。新規、区分変更申請は、随時受付けています。有効期間は、介護保険被保険者証に記載されています。高齢者支援センターや居宅介護支援事業者、介護保険施設が申請を代行することもできます。申請に必要なもの／介護保険被

令和6年度 納期のお知らせ 納期限／4月30日(火)	
納付するもの	課税に関する問合せ
固定資産税・都市計画税第1期分	資産税課 (☎232-9141)
介護保険料第1期分 (4月2日以降に、65歳になる方は誕生日の前日が属する月、水戸市に転入した方は転入月からの保険料を10月以降に納付することになります)	介護保険課 (☎232-9194)
納付に関する問合せ／固定資産税・都市計画税については収税課(☎232-9145)、介護保険料については介護保険課	
口座振替などをご活用ください	
市税は、口座振替やスマホ決済アプリによる納付のほか、地方税お支払サイトでのクレジットカード決済などを利用しての納付が可能です。自宅などで納付ができるこれらの方法もご活用ください。各種納付方法など詳細は、収税課にお問合せください。	

募集
在宅医療・
介護のお話会

日／5月13日(月)、午後2時～3時30分 場／フロイデ水戸メディカルプラザ(堀町) 人／20名(定員になり次第締切り) 料

問／同課(☎232-9147)



保険者証(40～64歳の方は医療保険被保険者証)、申請書 ※申請書の主治医記載欄に、主治医の医療機関名、医師名、所在地、電話番号を明記してください。申／申請書に記入し、介護保険課または各出張所へ ※申請書は、同課または各出張所 市ホームページで入手できます。詳細は、お問合せください。

新しい副市長が就任しました



4月1日付けで、前上下水道事業管理者の荒井幸が副市長に就任しました。就任にあたっての抱負を紹介します。

4月から、新たなまちづくりの指針となる「水戸市第7次総合計画—みと魁・Nextプラン—」がスタートいたしました。このような時期に副市長に就任し、その職責の重さに身の引き締まる思いです。

高橋市長のもとで、小田木副市長とともに、水戸の個性と魅力を伸ばしながら、将来にわたって発展し、暮らしたいと思えるまち、市民の皆様が明るい未来を展望できるまちを目指し、精一杯努力してまいります。

そして、みと魁・Nextプランに掲げた将来都市像「こども育む 暮らし楽しむ みらいに躍動する 魁のまち・みと」の実現に向けて、全力で取り組んでまいりますので、よろしく願い申し上げます。

募集
中途失聴・難聴者の
ための手話講習会

期／6月～10月の第2・4土曜日(全10回) 時／午前10時～正午 場／市福祉ボランティア会館(ミオス2階) 人／10名程度(定員になり次第締切り) 料／1500円(テキスト代) 申／5月12日(日)までに、直接、県立聴覚障害者福祉センターやす

各種障害者手帳の
申請と交付

▼身体に障害のある方
身体障害者手帳の交付により、各種の福祉サービスが受けられます。すでに手帳をお持ちの方で、障害の程度が変わった場合は、再交付を申請してください。
▼知的障害のある方
療育手帳の交付により、各種の福祉サービスが受けられます。手帳には有効期限がありますので

無料 申／5月12日(日)までに、電話で、水戸在宅ケアネットワーク事務局(☎228-6100)へ
問／同事務局または市地域支援センター(☎222-9110)

らぎ(住吉町)へ

問／同施設(☎248-0029、☎247-1369)または市障害福祉課(☎232-9173)



Face
book▶



LINE▶



国民年金学生納付特例制度

問合せ／市国保年金課(☎232-9529)または
水戸北年金事務所(☎231-2283)

20歳になると、国民年金に加入することが義務付けられています。所得が少なく、国民年金保険料の納付が困難な学生については、申請して承認を受けることで、在学中の保険料の支払いが猶予され、後払いにすることができます。保険料を未納にしておく、障害基礎年金などが受けられない場合がありますので、注意してください。

対象／大学(院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校、一部の海外大学の日本分校のいずれかに在学する方で、本人の前年所得が基準以下の方 ※各種学校の場合、修業年限が1年以上の課程に在学している方に限ります。前年所得の基準など、詳細は、お問合せください。

承認期間／4月～令和7年3月 ※毎年申請が必要です。
申請に必要なもの／年金手帳または基礎年金番号通知書、学生証(有効期間が表記されているもの)の写しまたは在学期間が分かる在学証明書、身分証明書(マイナンバーカードなど)

申請期間／4月から(20歳になった方は誕生月から) ※過去の期間については、2年1か月前まで遡って申請できます。

申請先／市国保年金課または各出張所、水戸北年金事務所(大町2)

追納制度をご利用ください

学生納付特例制度の承認を受けた期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に含まれますが、年金額には反映されません。満額にするためには、10年以内であれば遡って納付できる追納制度をご利用ください。

で、手帳に記載された「次の判定年月」までに、再度、判定手続きを申し込んでください。
※新規申請または再判定の場合は事前に、県中央児童相談所(☎221-4150)または県福祉相談センター(☎221-0800)へ相談してください。
▼精神の疾患によって日常生活や社会生活に制約のある方や精神障害者保健福祉手帳の交付により、各種の福祉サービスが受けられます。手帳の有効期間は2年です。更新や障害の程度が変わった場合も申請手続きを申し込んでください。
※詳細は、市ホームページをご覧ください。
か、お問合せください。



子育て

じゅんせいのイベント

申・問／障害福祉課(☎232-9173)へ
期／5月5日(日) 時／午前9時30分～11時、午後1時30分～3時 場／わんぱく・みと、はみんぐばーく・みと 内容／お話し会、こいのぼり・かぶとづくり、身長・体重測定など
問／わんぱく・みと(☎303-1515)または、はみんぐばーく・みと(☎303-3666)、市子ども政策課(☎50505577)

「スマイルキッズ」をご利用ください

家族が病気の時などに、一時的にこどもを預かります。
期／月～土曜日(祝日可)。年末年始を除く。 時／1日…午前9時～午後5時 半日…午前9時～午後1時または午後1時～5時 場／一時預かり事業所あかつかスマイルキッズ(ミオス内) 対／水戸市に住所を有する6か月以上の未就学児 人(1日)／10名 料／1日…2100円 半日…10500円 申／利用日の2週間前から受付いただけます。直接または電話で、同事業所(☎309-5101)へ

放課後学級と放課後子ども教室の民間委託

※利用には、事前登録が必要です。問／同事業所または市子ども政策課(☎50505577)
市では、日中、仕事などにより保護者がいない児童を対象に、市立小・義務教育学校で、放課後学級や放課後子ども教室を実施しています。
現在、市内全校で、放課後学級と放課後子ども教室の運営を、左表のとおり、民間事業者に委託しています。

学校名	受託者
河和田、上中妻、双葉台、赤塚、鯉淵、妻里、内原、吉田、酒門、吉沢、大場	シダックス大新東 ヒューマンサービス (☎029-830-7582)
緑岡、寿、見川、千波、梅が丘、笠原	アンビション (☎029-306-7322)
新莊、常磐、柳河、渡里、石川、飯富、堀原、国田	アンフィニ (☎029-239-5911)
三の丸、五軒、城東、浜田、上大野、下大野、稲荷第一、稲荷第二	生涯学習倶楽部 (☎029-297-1778)

▼放課後学級で働いてみませんか
勤務条件など、詳細は、各受託者にお問合せください。
577) 問／子ども政策課(☎50505577)

水戸市役所 ☎029-224-1111(代表) <https://www.city.mito.lg.jp>

日…日時 期…期日、期間 時…時間 場…会場、場所 対…対象
人…定員 料…料金など 申…申込み 問…問合せ …共通事項

子育て教室

問合せ／子育て支援課(☎350-1216)

予約制で行っています。日程や会場など、詳細は、市ホームページをご覧ください。



▼ハローベビークラス

対象／妊娠16～35週ごろの初妊婦とその夫
内容／保健師等の講話、沐浴・抱っこ体験、DVD鑑賞など

申込み／市ホームページから申込み

▼めだか教室

対象／第1子の乳児(生後3～4か月)とその親
内容／育児情報の提供、親同士の交流など
申込み／電話で、常澄保健センター(☎269-5285)または内原保健センター(☎259-6411)へ

▼トライ離乳食教室

対象／第1子の乳児(5か月まで)をもつ保育者
内容／栄養士の講話など
申込み／市ホームページから申込み

転入して間もない方、新たに対象となった方などで、また交付を受けていない場合は、申請手続きが必要です。
助成を受けられるのは、原則申請月からとなりますので、早めにご手続きをしてください。
交付対象となる条



医療福祉費助成制度(マル福制度)の申請はお済みですか

18歳になった最初の年度末までのごどもひとり親家庭の場合は、その親もや、一定程度の重度障害者、母子健康手帳をお持ちの妊産婦などに対して、医療福祉費の助成(保険適用後自己負担の一部を支給)を受けるために必要な受給者証(マル福)を交付しています。

件や必要書類など、詳細は、市ホームページをご覧ください。
お問合せください。
問／国保年金課(☎2222-0166)

出産育児一時金を支給します

国民健康保険に加入している方が出産したとき、出産育児一時金として50万円(医療機関が産科医療補償制度に加入している場合)を支給します。

出産育児一時金は、医療機関などへ支払う出産費用に直接充てることができます。
この直接支払制度を利用する場合は、出産を予定している医療機関などへお問合せください。
問／国保年金課(☎2222-0166)

産前産後支援センター「すまいるママみと」

妊娠中から産後1年未満の妊産婦の専用相談窓口です。
保健師や助産師などの母子保健コーディネーターが、妊娠・出産・子育てのさまざまな相談に応じます。一人でご悩まず、相談してください。

開設日時／月々金曜日、午前8時30分～午後5時15分 ※詳細は、市ホームページをご覧ください。
お問合せください。
問／同センター(子育て支援課内、☎350-7528)



暮らし

募集 シニア初心者 パソコン教室

期／5月14日・21日・28日の火曜日(全3回) 時／午前10時～午後3時30分 場／いきいき交流センターあじさい(末広町2) 対／おおむね50歳以上で全日程参加できる方 人／10名(定員になり次第締切り) 料／8000円(教材費など) 申／4月26日(金)までに、電話またはメールに、住所、氏名(ふりがな)、性別、年齢、電話番号、パソコン

持参の有無を記入し、シニアネット水戸森田方(☎357-4507) info@snm310.com)へ 問／同団体森田方または市高齢福祉課(☎2222-0174)

自転車などの放置はやめましょう

放置された自転車などは、まちの景観を損ねるだけでなく、歩行者や車両の通行の妨げとなり危険です。

水戸駅や赤塚駅周辺は放置禁止区域のため、置いてある自転車などは、即時撤去の対象となります。自転車等駐車場などを利用しましょう。

また、必ず防犯登録をするとともに、自転車保険に加入するようお願いします。

▼ヘルメット着用が努力義務化するすべての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用が努力義務化されています。自転車を利用する際は、ヘルメットを着用しましょう。
問／生活安全課(☎224-1113)

し尿収集作業を行っています

し尿くみ取りは、祝日を除く月々金曜日に行います。水戸地区の方は、し尿くみ取りの必要

災害時はラジオなどで情報を発信します
FMぱるるん(76.2MHz)で割込み放送を行います。
水戸市公式SNSやメールマガジンなどの各種媒体でも情報を発信します。

募集

みと食べきり運動協力店

問合せ／ごみ減量課(☎232-9114)

食品ロス削減に取り組む飲食店や宿泊施設、食品販売店などを「みと食べきり運動協力店」として登録します。協力店には、「のぼり旗」「登録ステッカー」などを配付するほか、取組を市ホームページなどで紹介します。

対象／次のいずれかの取組を継続的に実践する市内の飲食店や宿泊施設、食品販売店など

- ①30・10運動や、適量注文などの呼びかけ、ポスターの掲示等による普及啓発
- ②提供する料理や商品の量の工夫
- ③食材を無駄なく使い切る工夫
- ④食べ残した食品の持ち帰りへの対応
- ⑤消費期限や賞味期限が迫った商品の値下げ、加工販売
- ⑥フードバンクへの食品の寄附
- ⑦①～⑥以外の、食品ロスを削減するための取組

申込み／申請書に記入し、直接または郵送で、水戸市ごみ減量課(〒310-8610)へ ※申請書・要項は、同課または市ホームページで入手できます。



事業に必要な運転資金や設備資金の融資をあっせんし、融資の利子の一部と信用保証料の全

自治金融・振興資金

※常澄地区は、5月3日の午前にも作業を実施します。詳細は、お問合せください。
問／水戸・内原地区は市衛生事業課(☎232-9100)、常澄地区は大洗、鉾田、水戸環境組合(☎0270-207-2000)

申／直接、水戸商工会議所または市各商工会へ

	自治金融	振興資金
資金用途	運転資金・設備資金	
限度額	1,000万円	2,000万円
返済期間	7年 (据置き期間設定可)	
利息	借入時期により異なります。詳細は、お問合せください。	
担保	不要	要

部を、市が助成します。対／市内に3か月以上住所または事務所を有し、同一事業を引続き3か月以上営んでいる中小企業者で、市税の滞納がない方内容／信用保証料の全額補助と利子の補助(3年間、年1%以内)

建築基準法の規定に基づき、工

建築工事完了後は完了検査を受けましょう

建築確認を受けた建築物は、建築基準法の規定に基づき、工

まちなか空き店舗対策補助金

中心市街地などの空き店舗で新たに事業を開始する事業者に、改装費の一部を補助します。申請の前に相談が必要です。補助の条件など、詳細は、市ホームページをご覧ください。お問合せください。

中心市街地店舗、事務所等開設促進補助金

中心市街地で、建物を賃借して店舗などを開設または増設する事業者に、改装費と償却資産取得費の一部を補助します。申請の前に相談が必要です。補助の条件など、詳細は、市ホームページをご覧ください。お問合せください。

危険なブロック塀等の撤去を支援します

危険なブロック塀等を対象に、撤去費用の補助を行います。補助の条件など、詳細は、市ホームページをご覧ください。対／市内の通学路などに面するブロック塀等で、耐震診断の結果、危険と判定されたもの補助額／撤去費用の3分の2(限度額20万円) ※限度額は、ブロック塀等の長さによって異なります。補助を受けるためには、撤去の前に相談・申請が必要です。問／建築指導課(☎232-9100)



水戸市役所 ☎029-224-1111(代表) <https://www.city.mito.lg.jp>

日…日時 期…期日、期間 時…時間 場…会場、場所 対…対象
人…定員 料…料金など 申…申込み 問…問合せ …共通事項

募集

三の丸カレッジ講座

問合せ/県水戸生涯学習センター(☎228-1313)
または市生涯学習課(☎306-8692)

▼仕事と介護の両立講座

～家族の介護に直面しても働き続けるために～
仕事と介護を両立するために必要な知恵と情報、スキルと工夫を学びます。

期日/7月21日、8月18日、9月15日、10月20日の日曜日(全4回) 時間/13:30～16:00 定員/30名 料金/2,000円

▼カーボンニュートラル最前線

～2050年脱炭素社会の実現に向けて～

気候危機にいかに行動すべきかを学びます。

期日/6月9日・16日・23日・30日の日曜日(全4回) 時間/13:30～16:30 定員/40名 料金/3,000円

場所/県水戸生涯学習センター(県三の丸庁舎)

※申込方法など、詳細は、県水戸生涯学習センターホームページをご覧ください。



森林の所有者届出制度
森林法に基づき、新たに市内の森林の土地所有者となった方は、市への事後届出が必要です。売買や相続などにより、森林を新たに取得した方(個人・法

人)は、土地の所有者となった日から90日以内に届け出てください。詳細は、市ホームページをご覧ください。お問合せ/農政課(☎231-9181)

私道の工事費を助成します
私道の舗装新設工事をする方に対し、一定の条件を満たす場合に、工事費の一部を助成します。申請の前に相談が必要です。補助の条件など、詳細は、市ホームページをご覧ください。お問合せ/建設課(☎232-0203)

たけのこ・野生の山菜などの放射性物質検査
市内で採れた、たけのこや野生の山菜類は、出荷・販売前に放射性物質検査が必要です。市では、農林産物の安全性を確認するため、無料で放射性物質検査を実施しています。※検査には、1品目あたり1kg程度の検体が必要です。検査方法や実施日など、詳細は、お問合せください。お問合せ/農政課(☎232-0203)



庭木の育て方で困っていませんか

庭木の育て方や病虫害などの相談について、樹木医の資格を持つ職員が応じます。事前予約制です。日/毎週火・木曜日、午前9時30分～午後3時30分 場/市公園協会(千波町) 料/無料 申・問/事前に、電話で、市公園協会(☎244-2895)へ



花苗を販売します

知的障害者就労支援施設「はげみ(河和田町)で育てた花苗を販売します。販売期間/4月下旬～6月下旬の月～金曜日 時/午前9時～午後3時 種類/サルビア、マリーゴールドなど 価格/1ポット80円から

問/同施設(☎808-8852・4699または☎307-4051)

水道料金に関わる業務を委託しています

市では、水道料金に関わる業務を、第一環境に委託しています。検針などで訪問する際、受託業者は水道部が交付する身分

証明書を携帯しています。なお、水道料金に関するお問合せは、水道部お客様受付センターへお問合せください。問/同センター(☎231-4111)

鉛製給水管の調査にご協力を

鉛製給水管の調査を、身分証明書を携帯した市職員が行っています。水道メータ周りの配管調査を行いますので、ご協力をお願いします。調査費用などはこちらません。問/給水課(☎31-4112)

下水管は適切に利用しましょう

下水道は、家庭や事業場等からの排水を集めて、きれいにして河川などに返す施設です。誤った使い方をすると、下水管の話まりや腐食、処理場の機能低下が発生します。油は、下水道に流さず、ふき取ってください。また、調理くずや水に溶けないティッシュ、紙おむつなどは流さず、ごみとして出してください。ご協力をお願いします。詳細は、市ホームページをご覧ください。問/下水道計画課(☎508508)

募集 普通救命講習会

日/6月15日(土)、午前9時30分～11時30分(受付は午前9時から) 場/柳河市民センター 対/水戸市・城里町・茨城町に居住または通勤・通学している中学生以上 人/30名(定員になり次第締切り) 料/無料 持ち物/eラーニングの受講証明書 ※携帯端末に保存した画像も可 申/5月24日(金)(当日消印有効までに、申込書に記入し、郵送またはファックス、Eメールで、水戸地区救急普及協会(〒310-0001 城東2-7-11、☎297-1032、mit196-



森林公園フェスティバル

問合せ／森林公園森の交流センター(☎252-7500)

期間中、さまざまな催しを楽しめます。料金など、詳細は、お問合せください。

期間／5月6日(月)まで ※催しは、いずれも当日受付。



催し	期日・期間	時間	場所
動物ふれあいコーナー	4/27(土)～5/6(月) ※雨天中止。	11:00～14:00	㊦
森のクイズラリー	4/27(土)、5/5(日) ※雨天中止。	10:00から	㊮
木のおもちゃ展	4/27(土)～5/6(月)	9:00～17:00	㊮
森のコンサート	4/28(日)	13:00～14:00	㊮
クラフト体験	4/29(月)	10:00～14:00	㊮
森の文化教室作品展	5/1(水)～5/6(月)	9:00～17:00	㊮
ウッドバーニング体験	5/3(金)～5/6(月) ※雨天中止。	10:00～15:00	㊮
組子のコースターづくり体験	5/3(金) ※雨天中止。	10:00～15:00	㊮
森あそび・ネイチャーゲーム	5/4(土) ※雨天中止。	10:00～15:00	㊮
ヒノキ玉のつかみ取り	5/4(土) ※雨天中止。	10:00～15:00	㊮

㊦…ふれあい牧場 ㊮…森の交流センター ㊮…森のシェーブル館

募集
甲種防火管理新規講習
期／6月17日(月)・18日(火)
場／県建設技術研修センター
ogao@mt9.jp)へ
※申込書は、同協会ホームページから入手できます。
問／同協会(☎221-0199)
または市救急課(☎221-0120)



(青柳町) 人／150名(定員になり次第締切り) 料／8000円(テキスト代など) 申／4月30日(火)～5月7日(火)に日本防火・防災協会ホームページから申込み ※詳細は、同協会ホームページをご覧ください。
問／同協会(☎03-62663-9903)または市火災予防課(☎221-0119)



文化・教養・スポーツ

募集 みと青年会会員

イベントの企画・運営や奉仕活動などのボランティア活動とあわせて、地域に貢献したい方を募集します。詳細は、市ホームページをご覧ください。
対／市内に居住または通勤・通学するおむね18～30歳の方
年会費／1000円
申・問／随時受付けていますので、電話で、生涯学習課(☎306-8692)へ



募集 市芸術祭 市民音楽会出演者

期／7月20日(土)・21日(日)
場／水戸芸術館 対／市内で音楽活動を行う団体・個人 ※参加団体ごとに1名、出演日でない日にスタッフとして活動してください。料(1団体)／7000円 種目／独唱、重唱、独奏、重奏、合奏
申・問／5月15日(水)必着までに、申込書に記入し、郵送またはEメールで、水戸市文化交流課(☎310-8610、☎291-8849) mitobunkai@seisai@city.mito.jp)へ

オセロ普及啓発活動補助金

※申込書は、同課または市ホームページで入手できます。
「オセロ発祥の地」水戸市では、オセロの普及を促進するため、オセロ普及啓発活動に対して補助金を交付しています。
対／市内に活動の拠点があり、市税を滞納していない団体 ※このほかにも要件があります。
補助金額／①オセロ盤の購入に係る経費の2分の1(限度額1万円) ②オセロの講座の開催に係る経費の2分の1(限度額3万円) ③オセロの大会の開催に係る経費の2分の1(限度額3万円)
申・問／随時受付けていますので、直接または電話で、文化交流課(☎291-3846)へ

県立歴史館展

▼昔のくらし あそびの変化
明治・大正から昭和ごろのくらしの移り変わりを、映像や実際に使われていた道具などから紹介します。お着替え、おはやし演奏など体験コーナーもお楽しみください。
▼新収蔵品展
県立歴史館が近年収蔵した資料の中から、幕末期の天狗党動乱を描いた「那珂湊戦争之図」



募集 茶つみ体験

茶つみをして、手づくりのお茶を作ります。
日／5月12日(日)、午前8時30分～正午 場／ふるさと農場(全限町) 人／15名(定員を超えた場合は抽選) 料／200円
申・問／4月24日(水)の午前8時30分～28日(日)の午後5時15分に、電話で、森林公園森の交流センター(☎252-7500)へ ※抽選結果は、電話で、当選者にお知らせします。

水戸市役所 ☎029-224-1111(代表) https://www.city.mito.lg.jp

日…日時 期…期日、期間 時…時間 場…会場、場所 対…対象
人…定員 料…料金など 申…申込み 問…問合せ …共通事項

屋内プールをご利用ください

施設名・問合せ	曜日	時間	料金
青柳公園屋内プール (☎225-6931)	火・木	18:00~21:00	夏期(6~9月) 一般 430円 中学・高校生 280円 小学生以下 190円 冬期(10~5月) 一般 510円 中学・高校生 370円 小学生以下 250円
	土	13:00~16:00 18:00~21:00	
	日	13:00~16:00	
小吹運動公園屋内プール (☎241-9121)	水・金	18:00~21:00	
	土	10:00~12:00 13:00~16:00 18:00~21:00	
	日	10:00~12:00 13:00~16:00	
下入野健康増進センター 屋内プール (☎297-8570)	火~土	10:00~12:00 13:00~16:00 18:00~21:00	
	日	10:00~12:00 13:00~16:00	

▼注意事項

- ・プールキャップを必ず用意してください
- ・小学生以下の利用時は、一緒に入る保護者の付添いが必要(保護者1人につきこども3人まで)です。また、中学生の夜間利用時は、保護者の送迎が必要です
- ・大会などで利用できない日もあります。また、祝日は、臨時開放を行う場合があります。詳細は、お問合せください

募集

プレースポーツ
みと2024

各競技の指導者やプロスポーツチームの関係者の指導のもとで、楽しく体を動かしませんか。
日/5月25日(土)、午前9時~午後3時 場/総合運動公園
料/無料 種目/野球、サッカー、バスケットボール、チアダンス、テニス、ソフトテニス、陸上競技、スナッグゴルフ

申込期間/4月15日(月)~5月12日(日) ※各種目の定員や申込方法など、詳細は、スポーツ振興協会ホームページ(mitsosports.jp)をご覧ください。
お問合せください。
問/同協会(☎243-4592)

魁^{まがひ}スポーツ
フェスティバル2024

国内のトップアスリートが出場する、水戸招待陸上に合わせて開催します。

日/5月5日(日)、午前9時~午後4時 場/ケーズデンキスタジアム水戸 料/無料 内容/ストラックアウトなどの各種アトラクション、飲食店やスポーツ用品店の出店など
問/スポーツ振興協会(☎243-4592)



昨年の様子

募集

水戸市長杯グラウンド・ゴルフ大会

専用のクラブとボールを使い、ホールインまでの打数を競います。
日/5月21日(火)、午前8時30分から受付 場/ツインフィールド 対/市内に居住する方
人/300名(定員になり次第締切り) 料/500円 ※当日支払い。 申/4月30日(火)までに、ファックスに、住所、氏名、電話番号を記入し、水戸市グラウンド・ゴルフ協会吉沢方(☎247-5406)へ
問/同協会吉沢方または市スポーツ課(☎306-8136)

募集

早起きソフトテニス教室

期/6月22日~7月27日の土曜日(全5回) ※雨天時は翌週に延期。 時/午前6時30分~8時30分 場/総合運動公園テニスコート 対/小学3年生以上
人/40名(定員になり次第締切り) 料/大人:3000円 高校生以下:2000円(傷害保険料を含む) 持ち物/テニスシューズ、ソフトテニス用ラケット 申/5月20日(月)の午前9時30分から受付けますので、参加料を添えて、直接、総合運動公園体育館へ ※中学生以下は、保護者が申込んでください
問/スポーツ振興協会(☎241-0704)

募集

短期健康ボウリングコース

実際にボウリングをやりながら基礎知識を学べます。

	期間	時間
火曜午前コース	5/14(火)~6/4(火)	11:00~13:00
水曜午後コース	5/15(水)~6/5(水)	13:00~15:00
水曜夜コース	5/15(水)~6/5(水)	19:00~21:00
木曜午後コース	5/16(木)~6/6(木)	13:00~15:00
土曜午前コース	5/18(土)~6/8(土)	11:00~13:00

募集

春の桜川緑地体験乗馬会

馬の触れ方や乗り方などを学べる、初心者向けの乗馬会です。
期/5月11日(土)・12日(日) 時/午後1時~3時 ※雨天延期。 場/桜川緑地(見川町、桜川駐車場付近) 対/5~75歳の方で、乗馬経験のない方または初心者 ※体重80kg以下。 人/各25名程度(定員になり次第締切り) 料/5分コース:500円 10分コース:1000円
※いずれもヘルメットレンタル代、保険料など。 申/当日受付
問/水戸市馬術協会(☎244-6600)または市スポーツ課(☎306-8136)

場/水戸グリーンボウル(新原2) 対/ボウリング未経験者または初心者 人/各20名(定員になり次第締切り) 料/1500円(ゲーム代など) 申/各コース開催日前日までに、電話またはファックス、Eメールに、住所、氏名、年齢、性別、電話番号、希望するコースを記入し、水戸市ボウリング連盟(水戸グリーンボウル内、☎253-4439、☎255-52200、mito_greenbowling@yahoo.co.jp)へ
問/同連盟または市スポーツ課(☎306-8136)